

公用車売却仕様書

- 1 売却物品
平成 18 年式マイクロバス（以下「マイクロバス」という。）
- 2 引渡場所
広島県三原市宮沖五丁目 680 番 1 （元三原市三原市交通局跡地）
- 3 売却台数
マイクロバス 1 台
- 4 移転登録（廃車）等にかかる諸費用
移転登録（廃車）等にかかる諸費用は、受注者負担とする。
- 5 搬出方法
市が指定する日時に、受注者自らがマイクロバスを搬出する。また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。
- 6 車両の引渡し
マイクロバスの引渡しは、移転登録（廃車）等の諸手続きが完了し、売却代金の納入がされた後とする。
- 7 売却代金の納入
売却代金の納入は落札後、納入通知書により納入期限までに納付すること。
- 8 引渡期限
令和 3 年 12 月 24 日（金）
- 9 売却するマイクロバスについて

登録番号	一時抹消登録済
初年度登録	平成 18 年 7 月
用途等	乗合
車名	日産 シビリアン
車検満了日	令和 3 年 7 月 17 日 (期限切れ)
走行距離	27,328 k m
最大積載量	不明
総排気量又は 定格出力	4.89 kw/ℓ
燃料の種類	軽油

- 10 その他
 - (1) 売却物品は現状渡しとする。
 - (2) 物品の引渡し完了後は、当該車両構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び、不要物品等の引取要求は、一切受け付けないものとする。